

議案第 19 号

公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立倉吉体育文化 会館）について

次のとおり地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第 6 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 5 年 9 月 19 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 公の施設の名称 鳥取県立倉吉体育文化会館
- 2 指定管理者 鳥取市東町一丁目 220 番地
公益財団法人鳥取県スポーツ協会
会長 林 昭 男
- 3 指定の期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで
- 4 理由 倉吉体育文化会館の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、公益財団法人鳥取県スポーツ協会を指定管理者として指定しようとするものである。